

第6章 計画の実現に向けて

本計画は、都市計画に関する基本方針を定めたものであり、個別、部門別の計画を総合的に検討したものです。

今後は、以下に示す点に十分配慮しながら、着実な努力の積み重ねにより、計画の具現化を図っていく必要があります。

1. 都市計画制度・手法の適用方針

(1) 用途地域の見直し

広域道路網整備の進展や周辺市町における産業の成長などに伴い、町内においても民間による開発の意向が表れてきています。さらには、本町の良好な環境に加え、公共下水道の整備やJ R吉富駅周辺の開発および高齢者に配慮したまちづくりなど、本計画に掲げた都市整備の取組みが進むことにより、新たに本町に住宅地を求め、転入・定住を希望する人は増えてくるものと考えられます。

このような宅地需要にこたえ、将来目標人口1万人を達成するため、現在の用途地域内の農地の宅地化、集落内の生活道路の整備を図るとともに、さらに必要な住宅地を確保するため、用途地域の区域を拡大することを検討します。

用途地域を拡大する候補としては、県道山内吉富線の沿道などが想定されます。用途地域の拡大を行うにあたっては、現況の優良農地の保全を図りながら、一体的な市街地を形成するよう、新たな市街地の区域を定めるものとします。

用途地域の種別については、県道吉富本耶馬溪線、町道幸子楡生線の沿道について、沿道の土地の有効利用と身近な店舗の立地などを図るため、周辺の低層住宅地としての良好な住環境に十分に配慮しつつ、現在の第一種低層住居専用地域から第一種住居地域への緩和なども検討します。

また、民間による開発を適正に誘導するため、官民が連携し一体となってまちづくりを進める体制を構築するとともに、土地利用に関する情報集約・提供のシステムを整えます。

(2) 住民主体による計画・ルールづくりの促進

建築物の新築に際しての用途や高さなどの適切なコントロール、生活道路の整備などを地区の状況に応じて進めるため、地区住民の主体的な参加による計画づくり、自主的なルールづくりを促進していきます。

2. 取組みの基本方針

(1) 行政の推進体制

①個別計画の策定

本計画に定められた各計画あるいは構想を実現するために、より詳細な個別計画を策定し、まちづくりの推進を図ります。

②庁内体制の構築

本計画を推進していくためには、単一の組織で全てに対応していくことは不可能です。個別計画策定等においては、関係各課との連携を図るための検討組織を設置するなど、庁内調整のための体制づくりを進めます。

※個別計画

- ・地域地区
- ・道路整備計画
- ・公共下水道計画
- ・緑の基本計画
- ・景観計画
- ・住宅マスタープラン など

(2) 住民参加の推進

本計画を推進していくためには、多くの住民がまちづくりに関心を持ち、主体的に行動することが必要です。また、そのような人を育てていくことが重要となります。

①都市計画に関する情報の共有化と学習機会の提供

まちづくりへの理解を得ていくため、広報やパンフレットあるいは町のホームページを活用するなど、各種メディアを活用した情報の共有化を図り、住民の理解とまちづくりに関する意識の高揚に向けた取組みを進めます。

また、都市計画についての学習の場などの機会を増やし、住民と行政との協働によるまちづくりを推進していきます。

②計画策定への住民参加

住民の理解を得ながらまちづくりを進めていくためには、計画あるいは構想の策定段階から広く住民の意見を取り入れる必要があります。

そのためにも、住民意向の把握が必要と思われる計画の策定については、ワークショップなどの住民参加の場を提供し、住民と行政が一体となった計画づくりを目指します。

また、町民の自主的なまちづくりへの活動や組織づくりの支援を検討します。

(3) 関係機関との連携

本計画に掲げられた計画について、国や県が主体となって行う事業・計画については、積極的に情報の把握や連携・協力体制を強化するとともに、関係機関への働きかけを行います。また、町だけでは実現が困難な事業・計画については、近隣自治体や関係機関への協力要請等、連携強化に向けた働きかけを行います。

(4) 民間事業者との連携

本町内で開発行為や大規模の建築を行おうとする民間事業者がある場合には、事業者へ本計画への適合や住民等への十分な説明などの協力要請、町および関係機関との連携強化等に向けた働きかけを行います。

(5) 都市計画マスタープランの見直し

本計画は、概ね20年先（平成40年）を視野に入れた長期にわたる計画であることから、計画期間内において、人口や産業、土地利用、都市施設状況等の変化も想定されます。また、本町を取り巻く社会・経済情勢の変化、国・県における個々の計画の実施や変更も考えられます。

今後このような経年的変化や地域構造的変化、国・県の計画や町総合計画の変更等による計画内容の見直しが生じた場合は、施策の進捗を勘案し本都市計画マスタープランの見直しを図ります。